

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

住み慣れた小平で、

いきいきと笑顔で暮らせる地域社会をめざして

- ・小平市第三次長期総合計画基本構想では、「健康で、はつらつとしたまち」を将来都市像の一つとして、「健康で快適な生き方を支援し、自由で自立した生活の向上をめざす」ことを、健康福祉分野の基本的な考え方としています。
- ・小平市第三期地域保健福祉計画では、「だれもが共に支えあい、健やかに、安心して暮らせる、心豊かな地域社会の実現」を将来目標に掲げています。
- ・本計画においては、小平市第三次長期総合計画基本構想の基本的な考え方と小平市第三期地域保健福祉計画に掲げる将来目標を踏まえて、「住み慣れた小平で、いきいきと笑顔で暮らせる地域社会をめざして」を基本理念とし、3つの基本目標に沿って高齢者保健福祉及び介護保険施策を推進していきます。

2 基本目標

本計画の基本理念を具体化していくため、以下の3つの基本目標の下に高齢者保健福祉及び介護保険にかかる施策・事業の総合的な推進を図ります。

I いつまでも、自立した、生きがいのある生活の支援

II 高齢者のニーズに応じたサービス提供の充実

III 地域でお互いに支え合い、誰もが暮らしやすいまちづくりの支援

I いつまでも、自立した、生きがいのある生活の支援

- 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるよう、高齢クラブ等の自主的な地域活動の活性化を図るとともに、介護予防見守りボランティアなど、高齢者が地域活動の担い手として活躍できる環境づくりを進めます。
- 地域全体で高齢者を見守り、支えていけるように、高齢者とさまざまな世代の交流を促進し、豊かな地域づくりを進めていきます。
- 働く意欲のある高齢者については、就労関係機関と連携した支援策の充実に努めます。

II 高齢者のニーズに応じたサービス提供の充実

- 高齢化のさらなる進行と要介護等高齢者の伸びを踏まえて、介護保険サービスの量的な整備と質の向上を図るとともに、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの構築をめざします。
- 新たに介護予防・日常生活支援総合事業の整備を行い、健康づくりや介護予防の推進を図るとともに、地域のさまざまな社会資源との連携を強化し、高齢者のニーズに応じた多様な生活支援を提供していきます。
- 認知症高齢者の増加に対応して、医療・介護など地域の連携のもとで総合的な認知症施策を推進します。
- 介護者の負担軽減や高齢者虐待の防止を図るために、家族への支援を充実させるとともに、地域全体で高齢者と家族を支える体制づくりを推進します。

III 地域でお互いに支え合い、誰もが暮らしやすいまちづくりの支援

- 高齢化が進む中、福祉のまちづくりの理念に基づき、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。相互に支え合う地域づくりを進めるため、福祉分野をはじめさまざまな分野にわたって市民が取り組む多様なボランティア活動等への支援を行います。
- 一人暮らしや認知症などの高齢者を対象とした見守り活動や生活支援等を効果的に推進するために、地域で高齢者を支えるネットワークづくりや介護に関わる人材育成に努めます。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域における多職種協働とネットワーク構築を図るための地域ケア会議を開催するとともに、地域の高齢者支援の中核となる地域包括支援センターのさらなる機能強化を図ります。

3

施策の体系

小平市は、基本理念、基本目標を軸として、地域包括ケアシステムの考え方に基づいた5本の施策の柱に沿って、高齢者保健福祉施策・介護保険施策を総合的・体系的に推進していきます。

基本理念

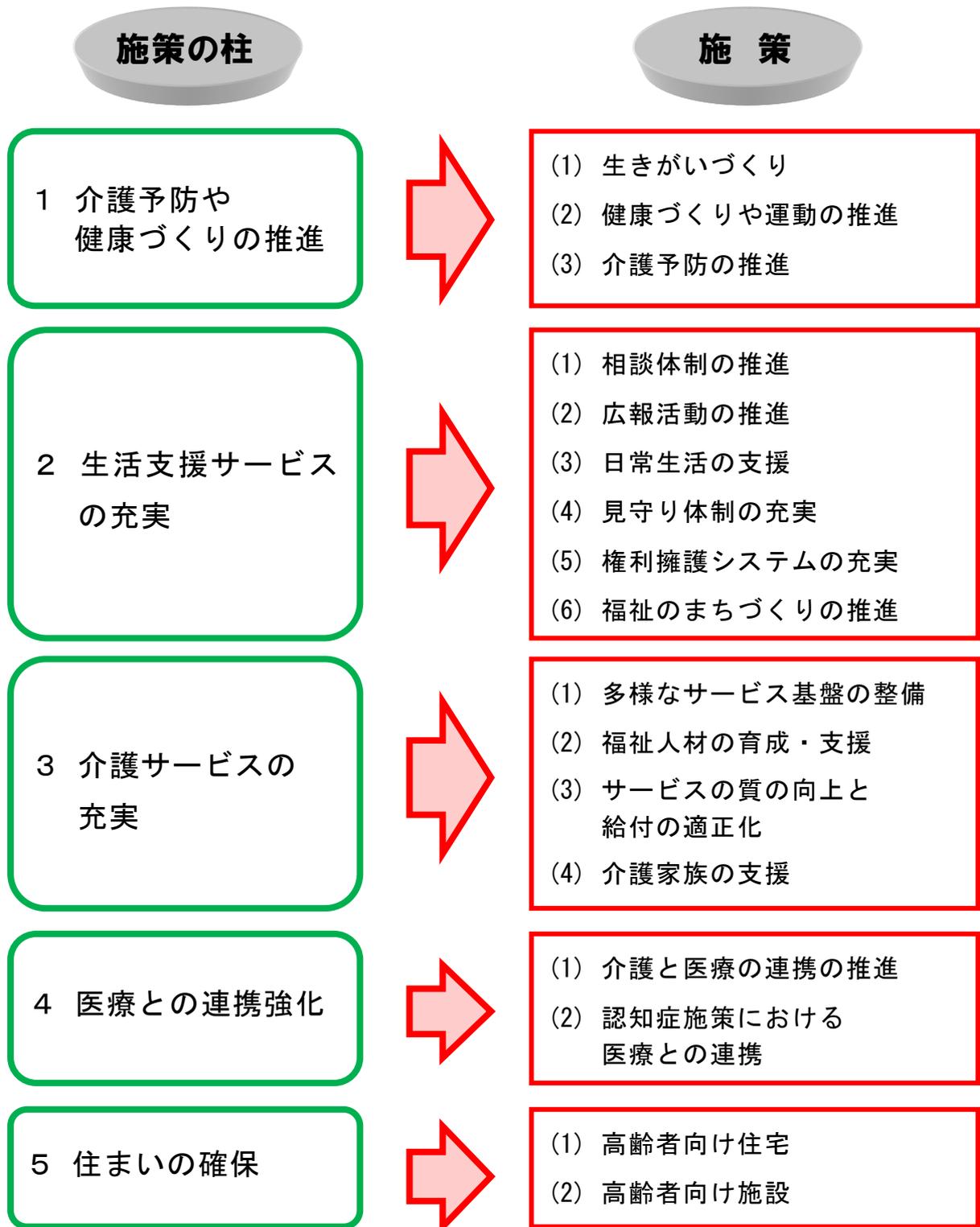
住み慣れた小平で、
いきいきと笑顔で暮らせる地域社会をめざして

基本目標

Ⅰ いつまでも、自立した、生きがいのある生活の支援

Ⅱ 高齢者のニーズに応じたサービス提供の充実

Ⅲ 地域でお互いに支え合い、誰もが暮らしやすいまちづくりの支援



4

地域支援事業のさらなる推進に向けて

今回の介護保険法の改正により、支援を必要とする高齢者の地域での生活を支えるために、地域支援事業の内容に大幅な見直しが行われました。従来の介護予防給付の一部と介護予防事業を発展的に見直した介護予防・日常生活支援総合事業を全ての市区町村で実施するとともに、包括的支援事業の中に生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携推進事業が新たに位置づけられます。

これらの事業には実施までの猶予期間が設けられていますが、小平市では、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めるため、医療や介護の機関等、地域のさまざまな社会資源との連携を図りながら、できるだけ早期に事業を開始できる体制を整備していきます。

◆地域支援事業の再編成

改正前		改正後		
事業名・類型		事業名	類型	
介護予防給付 (要支援1・2)	介護予防訪問介護 介護予防通所介護	介護予防・日常生活支援総合事業	○訪問型サービス ○通所型サービス ○生活支援サービス ○介護予防ケアマネジメント	
地域支援事業	【二次予防事業】 ○二次予防事業対象者の把握事業 ○通所型介護予防事業 ○訪問型介護予防事業 ○二次予防事業評価事業 【一次予防事業】 ○介護予防普及啓発事業 ○地域介護予防活動支援事業 ○一次予防事業評価事業		一般介護予防事業	○介護予防把握事業 ○介護予防普及啓発事業 ○地域介護予防活動支援事業 ○一般介護予防事業評価事業 ○地域リハビリテーション活動支援事業
	支包括的業		支包括的業	○地域包括支援センター運営事業 ○生活支援体制整備事業 ○認知症総合支援事業 ○在宅医療・介護連携推進事業
	任意事業	任意事業	○介護給付費適正化事業 ○家族介護支援事業 ○その他事業	

◆新たな事業の開始時期

事業名	法で定める猶予期間	小平市の開始目標時期
介護予防・日常生活支援総合事業	平成29年3月末日まで	平成28年4月
包括的支援事業	平成30年3月末日まで	平成27年4月
生活支援体制整備事業 認知症総合支援事業 在宅医療・介護連携推進事業		

5 日常生活圏域の設定と地域包括支援センター

(1) 日常生活圏域の設定

小平市では、地域の成り立ちや人口の分布状況などから、市内を5圏域に区分し、圏域ごとの中核拠点として地域包括支援センターを設置しています。

第6期計画においても、この5圏域の考えを継承し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、それぞれの圏域の規模に応じた支援、相談、支え合い活動の仕組みづくりを進めます。

※ 日常生活圏域の図と対象地域については、18ページ参照

(2) 地域包括支援センターの機能

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築において、中心的な役割を果たす存在です。保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーがその専門知識や技能を互いに活かしながらチームで活動し、「介護予防ケアマネジメント事業」「総合相談支援事業」「権利擁護事業」「包括的・継続的ケアマネジメント事業」を行います。

① 介護予防ケアマネジメント事業

二次予防事業の対象者が要介護状態等に移行することを予防するため、対象者が自らの選択に基づき介護予防に取り組めるよう援助します。

② 総合相談支援事業

地域の高齢者がどのような支援が必要かを把握するために、民生委員・児童委員や医療機関、介護保険事業者、自治会やNPO、ボランティアなど地域における関係者や関係機関とのネットワークを構築します。

また、本人、家族、地域住民からの相談を受け、相談内容に即したサービスや情報の提供、関係機関への紹介等を行います。

③ 権利擁護事業

権利擁護の観点から、高齢者への虐待防止及び早期発見、判断能力が十分でない方を保護するため、成年後見制度利用等の支援を行います。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域のケアマネジャーが多様な生活課題を抱えている高齢者の地域生活を支えるために、課題に応じたあらゆる社会資源を適切に活用できるように環境整備を行い、さらに、困難な状況に対して小平市、地域包括支援センター、民生委員・児童委員や医療機関等などの地域の関係者による地域ケア会議を開催して適切な支援を連携して行います。

（３）基幹型地域包括支援センターの役割

高齢者人口の継続的な増加、相談件数の増加に伴い、高齢者に関する相談は、年々複雑化し、緊急性や困難性を伴うケースに対して、より専門的な判断や知識・経験の蓄積が必要となっています。こうした変化への対応力を向上させるために、平成24年7月に「小平市地域包括支援センター 中央センター」という名称で、小平市健康福祉事務センター内に基幹型地域包括支援センターを設置し、運営は、小平市社会福祉協議会に委託しています。

中央センターは、地域包括支援センターの機能とセンター間連携の強化を図るとともに、地域で取組を行っている各地域包括支援センターのまとめ役として、支援及び指導を行っています。

（４）地域包括支援センターの機能強化

今回の制度改正では、地域包括ケアシステム構築のため、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」に係る事業が新たに介護保険法に位置づけられました。

高齢者の総合相談等から適切な支援につなげていく地域包括支援センターの業務は、これらの新たな事業全てと密接に関係するため、以下の事項に留意しながら、センターの機能強化のための体制整備を検討します。

① 適切な人員体制の確保

高齢化の進行、それに伴う相談件数の増加や困難事例への対応状況及び休日・夜間の対応状況等を勘案し、センターの専門職が地域への訪問や実態把握等の活動を十分に行えるよう、適切な人員体制を確保することが重要です。

② 行政との役割分担・連携強化

地域包括支援センターの運営については、行政との一体性や緊密な連携を図りながら適切な運営を確保することが必要です。

今後は、それぞれのセンターが設置されている地域の実情や、センターごとに求められる役割を十分踏まえた具体的な運営方針、目標、業務内容等を設定し、市とセンターがそれぞれの役割を認識しながら、一体的な運営体制を構築することが重要です。

③ センターの運営や活動に対する点検や評価

今後、中長期的な視野に立って、市を中心とした地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進していく中で、地域の住民にとって、効果的なセンター運営が安定的・継続的に行われていくことが重要となります。

そのため、センター自らがその取組を振り返るとともに、設置者である市がセンターの運営や活動に対する点検や評価を定期的に行っていきます。

(5) 地域ケア会議の推進

◆地域ケア会議とは

地域包括ケアシステムを構築していくためには、高齢者個人に対する支援の充実とともに、それを支える社会基盤の整備を進めていく必要があります。地域ケア会議は、それを実現するための有効な手段の一つであり、地域包括支援センターの業務の包括的・継続的ケアマネジメント支援業務や、多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築のための手法として位置づけられています。

◆地域ケア会議の目的

地域ケア会議の目的としては、次の3点が挙げられます。

- i) 地域のケアマネジャーによる高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- ii) 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築
- iii) 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

i) ~ iii) の検討を行うことにより、高齢者に対する支援の充実や、社会基盤の整備を図り、地域での尊厳あるその人らしい生活の継続に活かしていきます。

◆小平市の取組

小平市では、『地域ケア会議』の積極的な活用により、主体的に、各関係機関との連携や市民との協働を行うことで、ネットワークの維持や、拡充に努めています。

◎ 小平市の地域ケア会議の概念図

